

12	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
船木甚平	村尾種吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀬古清花	談樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
		10月20日		署名	署名	署名	署名					
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸花	並木竹松

福生町議会議員名簿 (昭和28年10月1日定幅協会)

文字を「ゴシック体」
書く時は、原紙の線と
図のように原紙の四
部分を「すり付けて書
下りの文字が出来て見

十三年四月四日

森 田

田

西多摩郡福生町役場

令 令

森田幸蔵
橋本雄一

福生町議会々議録

昭和二十八年九月二十二日福生町議会を福生町役場に招集した

一 出席議員は左記の通りである

田村政一	石川武雄	森田七一	井上頼太郎
田村福一	飯泉美知	瀬古清彦	高橋三郎
中野五郎	貫井伊作	野島 毎	村尾権吉
船木甚平	並木竹松	森田幸彦	橋本雄一
井梅泰晴	田村幾太郎	森田誠重	鮎沢美代子
村野盛一	村尾四郎	西村 郎	田村利一
高橋彦一			

一 会議事件は左記の通りである

一 福生結核病院組合の設置について
 一 青年学級開設について

一起債を爲すことについて

一 福生町国民健康保険條例の全部を変更する條例中その一部
専決處分について承認を求める件

一 地方自治法才百三條の規定により、會議事件説明のため女席を求めた
ものたるに通りである。

町長 森田幸造

助役 秋山誠一

総務課長大野忠一

税務課長橋本孝雄

民生課長 貫井茂代次

一本会の書記は左の通りである。

書記

高水 求

上野 重勝

一 議長(田村幾太郎) 福生町議會の開会を宣す。

一 議長() 午前十時五十分開議を告げる。

一 議長() 本日の議事日程を報告する。

東京都西多摩郡福生町役場

日程才一 福生結核病院組合の設置について

今 才ニ 青年學級開設について

今 才三 起債をなすことについて

今 才四 福生町国民健康保険條例の全部を変更する條例
中その一部を専決處分について承認を求める件

日程才一 福生結核病院組合の設置について

一 議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる。

一 助役 提案の理由及議案につき説明する。

一 才五番(田村福一) 右の伝染病院の設置の全驗からして最初と終りとは大分話の
喰違ひがあつたので今度は充分注意して載きたい。又調査委員には

専門的知識を持つ者と任命されたい。次に規約中に審議機関と
行政機関が一語になつてゐるが、是を又えよいか、又議員数が各町村同
数であるが、これは全實の割合により割振らるべきである。

一助役 行政機関と審議機関が規約中の一語になつてゐると云ふ事について
差支えない

一オ十番(村尾禮吉) 聖賢の貢租率又地元と云う関係に議員数を入位は増加
し来ないか、又負担率も人口割四・均等割六と来ないか

一町長 監査委員の人数については充分考慮する。議員数負担率について
は加入する町村との申合せがあるので意向を充分伝えて来れば改
正するとして了解を得たい。尚人口割六・均等割四と云う割合
は従来色々の面で行なつてゐるもので解される。

一オ五番(田村福一) 議長代理として副議長 町長の代理として助役が議事に
参加する。

一助役 個人と云ふことであらうが、実際問題としては代理出席
することもある。

一議長(田村幾太郎) 本件にも、要議の有無を会議に諮り、全会一致で原案

東京都西多摩郡福生町役場

通り決定する旨を告げる。

日程オニ青年学級開設について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

一助役 提案理由を説明する。

本年度開設分補助として一学級三人以上、開設時間三時間

以上のものについて学級当り一学級五千人、都一オ五千人の補助
がある。

一オ十五番(森田幸彦) 何年か卒業、と云うようなことにするの

一助役 そう云うことはよい、終ると云うことにする。

一オ十九番(森田誠重) 一学級当りの全費はどの位か

一助役 補助金の二倍位になると思う。

一オニ番(鮎沢美代子) それは義務的なものであ

東京都西多摩郡福生町役場

一助役 義努ツツられてはいない

一才三番(船木甚平) 一週二時間位の開設では実質的な効果はないと思うので所要時と多くされたい

一町長 実施の際には尚書文教委員会及び教育委員会と諮り検討してやるつもり

一議長(田村幾太郎) 本件にも異議の有無を会議に諮り原案通り決定し実施の際は尚書文教委員会、教育委員会に諮る旨を附帯決議する旨を告げる

日程才三 起債を属すことについて

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一助役 議案を説明する

一才一番(田村政二) 設置場所については町民の利用に易い所で選定されたい

東京部西多摩郡福生町役場

一町長 存案委員会に諮り善處する

一才三番(村野盛一) 現在の処理場は不潔である設置に際しては衛生には充分注意されたい

一議長(田村幾太郎) 本件にも異議の有無を会議に諮り全案一致原案通り決定する旨を告げる

日程才四 福生町国民健康保険条例の全部を変更する
条例中その一部再決定処分について承認を求める件

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一助役 国保の条例全部を変更する件については本年三月議決したことが都府中諸の結果一部訂正の上認可になった

才五條中「又その被扶養者」を削除する

才六條において「所得割」等については「二十八年度はこれにより

主收してゐるかこれを申請した當時は二十七年でござつた
ので都に於けるは二十八年よりこれにより主收した方がよろ
うとのことと専決処分した

「才五番(田村福一)才五條の削除の理由を問う」

「民生課長 被扶養者なる保に入れると云ふことある、依つてこれを削

除した

「議長(田村幾太郎) 本件について全会一致承認する旨を上げらる。

「(福井町議会と関係する旨を告げらる。

終了、午後十一時五分

署名議員(逆等)

「議長(田村幾太郎) 署名議員(逆等)は指名推挙により議長が指

名する旨を全会一致決定する。

「議長(田村幾太郎) たの有と指名し一名毎に全会一致

東京都西多摩郡福生町役場

決定する旨を告げらる。

森田誠重

鮎沢美代子

村野盛一

「議長(田村幾太郎) 福生町議会に閉する旨を告げらる。

終了、午後十一時三十分

右会議の顚末を記載しその相違ないことを証する。ためこの署名する。

昭和二十八年九月二十二日

福生町議会議長

議員

田村幾太郎
森田誠重
鮎沢美代子
村野盛一

又下
 金部。縣令。李唐。之。縣。王。之。子。王。之。子。王。之。子。
 縣令。辛。年。上。一。百。五。十。六。
 縣令。田。計。及。人。口。縣。主。也。精。全。子。刺。下。者。皆。其。官。已。死。
 林。穆。盈。
 搜。如。夏。水。
 森。田。諸。軍。

福生町議会議録

昭和二十八年十一月五日福生町議会議場召集した
一五席議員は左記の通りである

田村政一	森田茂一	井上頼太郎	田村福一
設楽美知	瀬古清彦	高橋三郎	中野七五郎
貫井伊作	野島 母	船本甚平	並木竹松
森田幸彦	橋本雄一	井梅泰輔	田村幾太郎
鮎沢美代子	村野茂平	村尾四郎	西村 節
田村利一			

一地方自治法百三十一條の規定により、会議事件説明のため五席を求めた
ものは左記の通りである

町長	森田幸造	助役	秋山誠一
総務課長	大野忠一	民衆課長	貫井茂代次
		第壹課長	

昭 26~28=3

福生町民俗取^り締^り

条例

条例文と経過

57年4月26日

6/56 青梅市紋所

選^り取^りの件

一 会議事件は左の通りである。

一 福生町風記取締條例制定について

一 本会の書記は左の通りである。

書記 工野重勝

一 議長(田村幾太郎) 十一月五日午^前席^時四十分開議を告げる。

一 議長(田村幾太郎) 本日の議事日程を報告する。

一日程 オ一 福生町風記取締條例制定について

一 議長(田村幾太郎) 協議のため休憩を告げる。

休憩 九時五十分〜十二時四十分

一日程 オ一 福生町風記取締條例制定について

一 議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

一 町長 提案の理由を説明する。

東京都西多摩郡福生町役場

一 議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致

原案通り決定する旨を告げる。

署名 議員選挙

一 議長(田村幾太郎) 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する日を諮り決定する。

一 議長(田村幾太郎) 左の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一致で決定する。

村尾四郎

西村 節

田村利一

一 議長(田村幾太郎) 福生町議会を閉する旨を告げる。

終了 午後十二時五十分

右会議の顛末を記載しその相違ないことを証する爲こゝに